

令和6年度

国分寺市学童保育所入所案内

この入所案内には、学童保育所の入所申請方法や必要書類、学童クラブ費、利用に関わる重要な事項が記載されておりますので、必ずお読みになってから申請してください。

◆お知らせとお願い◆

- ◇ 令和6年度4月1日入所申請のみ郵送での受付を行います。（年度途中の申請は窓口のみの受付となります）
※郵送で申請する場合、書類の不備や記入漏れのないよう、十分ご確認ください。
- ◇ 勤務証明書の押印は不要になります。
※記載内容に疑義が生じた場合、証明担当者へ電話等により照会させていただきます。
※勤務証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し、または改変を行ったときは、刑法上の罪に問われる場合があります。
- ◇ 民間事業者が市の補助を受けて設置運営している民設民営学童保育所への入所もご検討ください。（18ページを参照ください）

◆令和6年度4月1日入所申請受付について◆

受付方法によって受付の期間が異なりますので、ご注意ください。

受付方法	受付期間	受付場所等
郵送	10月16日（月）～11月17日（金） ※消印有効	
窓口	11月13日（月）～11月17日（金）	市役所プレハブ第三会議室

受付時間 午前8時30分～正午 午後1時00分～午後5時00分



こちらの二次元コードから国分寺市学童保育所のホームページにアクセスできます。

〒185-8501
東京都国分寺市戸倉一丁目6番地1 第2庁舎1階
国分寺市 子ども家庭部 子ども子育て支援課 児童館・学童保育係
電話 042-325-0111 内線 387 FAX 042-359-3354
HP <https://www.city.kokubunji.tokyo.jp>
☞「学童保育所入所案内」はホームページでもご覧いただけます。
また、各種申請様式のダウンロードもできます。

国分寺市 子ども子育て支援課

目次

1	学童保育所とは	2
2	令和6年度4月1日入所受付について	5
3	令和6年度年度途中の入所申請について	7
4	入所の要件と必要書類について	8
5	入所申請上の注意	13
6	入所審査及び結果の通知について	15
7	入所後の変更・退所等の手続方法	16
8	民設民営学童保育所について	18
9	学童保育所施設一覧	19
	学童保育所マップ	21
10	民設民営学童保育所の施設紹介について	22
11	新入所児童の保護者の方にお伝えしたいこと	27
12	学童保育所に関するよくある質問	29
☆	放課後の居場所について	34
☆	病児・病後児保育のご案内	37

1 学童保育所とは

学童保育所は、保護者が就労・疾病などの理由により、昼間適切な監護を受けられない児童を対象として、適切な遊びと生活の場を提供し、健全な育成を図ることを目的とした児童福祉法に基づく児童福祉施設です。国分寺市の学童保育所には、市が設置・運営している「公設公営」、市が設置し指定管理者に運営を委託している「公設民営」、民間事業者が市の補助を受けて設置・運営している「民設民営」の施設があります。現在、国分寺市では、小学1年生から小学3年生の児童（障害のある児童は中学3年生まで※中学1年生から中学3年生の受入れは一部施設のみ）の児童を対象としています。

なお、定員に余裕のある一部の民設民営学童保育所では、試行的に小学4年生の受入れを行っております。

(1) 対象となる児童(利用可能な家庭)

【一般枠の場合】

つぎのすべての条件に該当する必要があります。

① **国分寺市内に住所を有する小学1年生から小学3年生の児童であること**

※国分寺市へ転入予定の児童も入所申請が可能です。（詳しくは14ページ【(4)国分寺市に転入予定の場合】参照）

② **保護者の就労・疾病その他の理由により昼間適切な監護を受けられない児童であること**

③ **集団生活を行うことができる児童であること**

【障害児枠の場合】

つぎのすべての条件に該当する必要があります。

① **国分寺市内に住所を有する小学1年生から中学3年生の児童で次のいずれかに該当すること**

(ア) 身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳が交付されている児童

(イ) 都立特別支援学校に就学する児童

(ウ) 特別支援学級に就学する児童

(エ) 発達障害のある児童で学童保育所での保育において特別な配慮が必要とされた児童

（医師の診断書またはそれに相当する書類が提出できる場合）

※国分寺市へ転入予定の児童も入所申請が可能です。（詳しくは14ページ参照）

※中学1年生から中学3年生の受入れは一部施設のみ行っています。（詳しくは13ページ【入所希望学童保育所の記入について】下段参照）

② **保護者の就労・疾病その他の理由により昼間適切な監護を受けられない児童であること**

③ **ある程度集団に馴染むことが可能であると認められること**

④ **一人で通所できるか、保護者またはそれに代わる者が送迎できること**

(2) 入所要件

学童保育所での保育を希望する場合は、保護者のいずれもが、保育を必要とする事由に該当することが必要です。詳しくは8ページの【(1)入所要件】をご覧ください。

(3) 開所日

月曜日から土曜日

(4) 閉所日

- 日曜日
- 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- 年末年始（12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日）
- 市長が特に必要と認めた臨時休所日

地震・集中豪雨・大雪等により、お預かりしている児童等に危険が及ぶことが見込まれる場合、施設被害により受入れが困難な場合、感染症の感染拡大が見込まれる場合などには、安全確保のため必要に応じて休所する場合があります。

(5) 保育時間

	保育時間
月曜日から金曜日	小学校の児童の下校時から午後 7 時まで
土曜日	午前 8 時から午後 7 時まで
三季（春・夏・冬）学校休業日及び振替による学校休業日	

(6) 学童クラブ費

① 学童クラブ費の金額

学童クラブ費の金額は、税額や学童保育所に在籍している児童の人数等により、下表のとおり定めております。なお、おやつ代は学童クラブ費のなかに含まれております。

区分	月額	
	第 1 子	第 2 子以降
生活保護世帯	0 円	0 円
前年度の市町村民税非課税世帯	0 円	0 円
世帯員それぞれの前年度の市町村民税の課税標準額を合算した額	1,500,000 円未満	2,500 円
	3,000,000 円未満	3,500 円
	5,000,000 円未満	5,500 円
	5,000,000 円以上	7,500 円

☞前年度の初日の属する年の 1 月 1 日（令和 6 年度入所の場合は、令和 5 年 1 月 1 日）に日本国内に住所を有しなかった世帯員においては、別に定める基準により算定した市町村民税の課税標準額に準じた額となります。

☞同一世帯において学童保育所に在籍する児童が 1 人であるときは、第 1 子とし、学童保育所に在籍する児童が 2 人以上であるときは、年齢の順により、第 1 子、第 2 子（第 3 子以降も含む）となります。

所得税の計算について

国分寺市では、平成 22 年度税制改正において廃止となった「年少扶養控除」と「16 歳から 18 歳までの特定扶養親族に係る扶養控除の上乗せ部分」について、所得税が増額されることによる学童クラブ費への影響がないように存続しているものとして再計算します。

② 納入(支払い)方法

学童クラブ費の納入方法は、原則、口座振替をお願いしております。

なお、口座振替による振替日は毎月末日です。(末日が金融機関の休業日に当たる場合には、その翌営業日)入所承認通知書に口座振替依頼書を同封します。必要事項を記入の上、振替を希望する金融機関の窓口へお申し込みください。口座振替の開始までには一定の日数を要しますので、処理が完了するまでは、納入通知書での支払いとなります。口座振替の申込みをしていないまたは口座振替ができない場合には、郵送で納入通知書をお送りしております。

③ その他

事情により、月の全日数(三季休業保育の場合、休業期間の全日数)を休所する場合、あらかじめ休所届及び学童クラブ費減免申請書を提出すれば、当該届出に係る月分のみ学童クラブ費が免除となります。(17 ページ【(4) 休所する場合】参照)

区分	内容
通年保育で入所している場合	月単位(一度の申請で最大3か月)の免除 * 求職要件での休所はできません
三季休業保育で入所している場合	休業期間単位の免除(1か月分)

(7) 利用形態

学童保育所の利用形態は、年間通して利用することができる「通年保育」と学校の長期休業期間である春休み、夏休み、冬休みの一時的な期間のみ利用することができる「三季休業保育」があります。

三季休業保育については、通年保育と取扱内容が異なる部分がありますので、以下の点にご注意ください。

【注意点】

☞ 三季休業保育での利用をご希望の場合は、申請書の「利用形態」について「三季休業保育」を選択してください。

☞ 入所要件が通年保育と異なるため、ご注意ください。(詳しくは8ページ【入所要件】参照)

☞ 学童クラブ費の納入(支払い)は、4月・8月・1月の3か月分となります。

☞ 夏休み限定の入所はできません(利用しない休業期間がある場合は、休所または退所の手続きが必要になります)。

☞ 休業期間単位でのみ、クラブ費の免除をともなう休所ができます。

例) 夏休みを休所する場合→7/21~8/31の期間を休所

冬休みを休所する場合→12/26~1/8の期間を休所

春休みを休所する場合→3/24~4/5の期間を休所

☞ 月単位での休所はできません。

例) 「7月・8月ともに利用予定が無い」 →休所できます

「7月は利用し、8月は利用予定が無い」 →休所できません

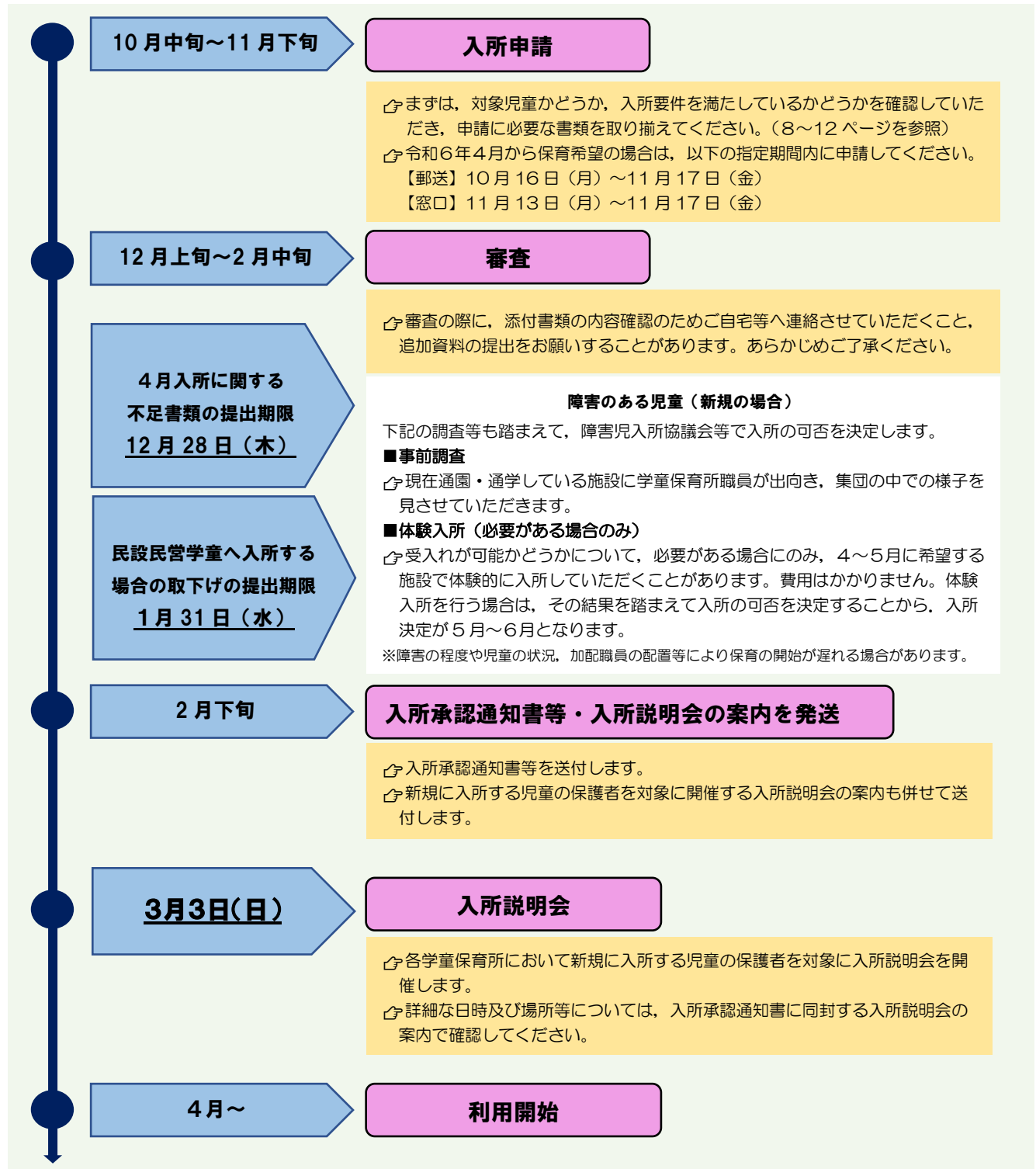
※三季休業保育の休所および退所に関しましては、17ページ【休所する場合】および【退所する場合】を参照ください。

2 令和6年度4月1日入所受付について

(1) はじめに

学童保育所の入所の承認期間は年度ごととなります。現在、学童保育所に入所している児童についても、継続の入所申請が必要となります。令和6年4月から保育希望の場合は、必ず指定の受付期間内に申請してください。

(2) 入所申請から利用までのながれ



(3) 入所申請方法等

入所申請は、以下のとおり「窓口」による受付と、令和6年度4月1日入所申請についてのみ「郵送」での受付を行います。※郵送で申請する場合、書類の不備や記入漏れがないよう十分ご確認ください。
受付期間を過ぎて申請した場合、5月1日入所となる場合があります。

郵送による受付の場合

【受付期間】

10月16日(月)～11月17日(金) ※消印有効

【申請書類の提出先】

〒185-8501
東京都国分寺市戸倉一丁目6番地1
国分寺市 子ども家庭部
子ども子育て支援課 児童館・学童保育係 宛

【注意点】

- ☞ 郵送料は、申請者の負担となります。重さにより郵送料が変わりますので、料金不足で不着にならないようご注意ください。
- ☞ 郵送による提出は締切日消印有効です。書類に不備・不足がある場合は、すべての書類が揃った時点で申請受付完了となりますので、早めの提出をお願いいたします。
- ☞ 記入内容や必要書類等に不備がないことを十分に確認してください。不備がある場合、担当者より申請書記載の電話番号に連絡いたしますので、ご対応をお願いします。

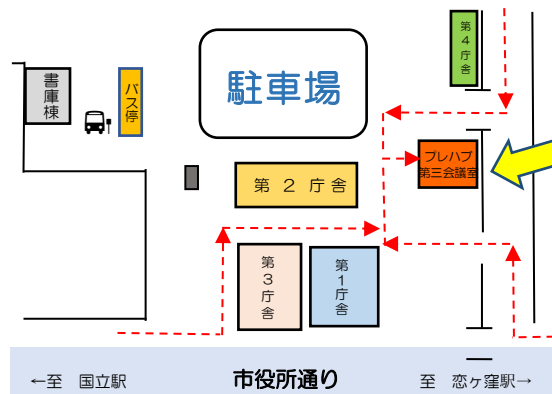
窓口による受付の場合

【受付期間】

11月13日(月)～11月17日(金)
午前8時30分～正午
午後1時00分～午後5時00分

【受付場所】

市役所プレハブ第三会議室



【注意点】

- ☞ 土日祝日は窓口による受付は行っておりませんので、ご注意ください。

不足書類の提出期限

令和5年12月28日(木)

※期限までに郵送もしくは窓口にてご提出ください。

3 令和6年度年度途中の入所申請について

年度途中の入所申請の場合、利用内容により申請期限等が異なりますので、下記をご確認のうえ、ご申請ください。※年度途中入所の申請に関しましては、郵送での申請は受け付けできません。

(1) 受付期間等

① 通年保育入所を希望する場合

入所希望月前月の10日まで（閉庁日の場合は前日の開庁日）*入所日は原則として月の初日

入所月	申請期限
5月1日入所	4月10日（水曜日）
6月1日入所	5月10日（金曜日）
7月1日入所	6月10日（月曜日）
8月1日入所	7月10日（水曜日）
9月1日入所	8月9日（金曜日）
10月1日入所	9月10日（火曜日）
11月1日入所	10月10日（木曜日）
12月1日入所	11月8日（金曜日）
1月1日入所	12月10日（火曜日）
2月1日入所	1月10日（金曜日）
3月1日入所	2月10日（月曜日）

② 三季休業保育入所を希望する場合

入所希望日が属する月の前月20日まで（閉庁日の場合は前日の開庁日）

夏休みからの利用を希望→6月20日までに申請 冬休みからの利用を希望→11月20日までに申請

☞年度、小学校によって三季休業期間が異なります。詳細な日程は、各施設にご確認ください。

☞春休みから入所を希望する場合、次年度4月からの在籍にも関わるため、原則令和6年度4月入所受付期間に申請をお願いいたします。

③ 障害児保育入所を希望する場合

入所希望月の前々月末日（閉庁日の場合は前日の開庁日）例）7月入所希望→5月末日までに申請

☞事前調査等入所の審査に一定の期間を要するため、前もっての申請が必要となります。

☞障害の程度や児童の状況、加配職員の配置などにより、期限内に申請していただいた場合でも、保育の開始が遅れることがあります。

(2) 受付場所

国分寺市役所第2庁舎1階 子ども家庭部 子ども子育て支援課 児童館・学童保育係

※年度途中の入所申請については、窓口のみでの受付となります。お手数ですが子ども子育て支援課までお越しください。

(3) 受付時間

午前8時30分から正午、午後1時00分から午後5時00分まで

(4) その他

- 申請状況により、第一希望以外の学童保育所への入所となる場合があります。
- 申請期限を過ぎた場合は希望日に入所することができませんのでご注意ください。

4 入所の要件と必要書類について

(1) 入所要件

学童保育所への入所を希望する児童のすべての保護者が、以下の入所要件のいずれかに該当する必要がある。

保護者の状況	必要書類については9～12ページをご覧ください
就労	<p>以下の要件をすべて満たす場合</p> <p>【1年生の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 勤務日数が月12日以上であること ○ 日中の勤務時間が4時間以上であること ○ 午後3時以降までの勤務であること <p>【2年生以上の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 勤務日数が月12日以上であること ○ 日中の勤務時間が4時間以上であること ○ 午後4時以降までの勤務であること <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☞原則日曜日は勤務日数に含みません ☞就労時間が4時間以上ある場合は勤務時間に通勤時間を含めます ☞在籍期間中に産前産後休暇を取得する場合は、出産要件への変更手続きをしてください ☞入所中に育児休業を取得した場合は退所となります ☞求職中での入所申請はできません（ひとり親家庭を除く）
出産	<p>以下の要件をすべて満たす場合</p> <p>【全学年共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 勤務日数が月12日以上であること ○ 日中の勤務時間が4時間以上であること <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☞原則日曜日は勤務日数に含みません ☞求職中での入所申請はできません
出産	<p>出産のため保育をすることができない場合 入所期間は出産予定月をはさんで前後各2か月、最大計5か月間となります (ただし、在籍期間中に育児休業を取得した場合は、家庭保育にご協力ください。)</p>
疾病	<p>負傷・疾病により日常の保育が困難であると医師が認める場合 ※医師が学童保育所の利用が必要であると判断する期間（おおむね1か月以上）</p>
心身障害	<p>身体障害者手帳 1級～4級 精神障害者保健福祉手帳 1級～3級 愛の手帳 1度～4度 各種障害者手帳のいずれかを所持している場合</p>
看護・介護	<p>疾病、その他障害を有している家族の看護・介護に当たっている場合 ※日数・時間は就労（通年保育）に準ずる 例）・自宅で常時介護をしている ・通院・通所等に付添いを必要とする など</p>
就学	<p>就労技能習得等のために在学する場合※日数・時間は就労（通年保育）に準ずる</p>
求職	<p>ひとり親家庭で求職中の場合、または学童在籍中に就労先を退職する等の理由で求職活動をする場合は、年度中に1回、退職月の翌月から3か月間承認されます ※入所申請は、ひとり親家庭以外は認められませんのでご注意ください。 ※入所承認期間中に就労を開始しない場合、退所となります。</p>
特例	<p>天災等特別な事情により保育が必要な場合</p>

(2) 入所申請に必要な書類

入所申請には以下の書類が必要となりますので、ご確認のうえ必要な書類をご用意ください。
申請書等を記入される際は、記入例を参考にしてください。

様式については、子ども子育て支援課、または国分寺市ホームページからもダウンロードできます。

(国分寺市ホームページから「申請書ダウンロード」→「子ども(学童保育所)」)

必ず提出が必要な書類

こちらの二次元コードから国分寺市ホームページの「【申請書ダウンロード】子ども(学童保育所)」のページにアクセスできます。⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒



① 学童保育所入所申請書(児童1人につき1部必要)

- 必ず裏面もご記入ください。
- きょうだいで入所申請する場合、①の「学童保育入所申請書」は児童1人につき1部必要です。
②以降の書類については、各1部で兼用できます。

② 入所要件確認に必要な書類(保護者1人につき1部ずつ必要。同時に入所するきょうだい分は省略可)

- それぞれの書類の有効期限は、入所希望月の初日から3か月以内(4月入所の場合は申込日から1か月以内)に証明されたものです。
- 下の表にある保護者(父母、事実婚関係である者を含む)のそれぞれの状況に合わせて必要な書類を11~12ページ【提出書類に関する注意事項】を参照のうえ、ご提出ください。

保護者等の状況		提出書類
就労	外勤	①勤務証明書(勤務先が記入)★ ②通勤経路・通勤時間申出書★
	自営業・個人事業主・親族経営事業での就労	①勤務証明書(申請者本人が記入)★ ②通勤経路・通勤時間申出書★ ③自営業・個人事業主の証明書類
	内職・フリーランス	①勤務証明書(申請者本人が記入)★ ②通勤経路・通勤時間申出書★ ③自営業・個人事業主の証明書類 ④スケジュール表★
出産	⑤申立書★ ⑥母子健康手帳の写し	
疾病	⑦医師の診断書★	
心身障害	⑧各種障害者手帳の写し	
看護・介護	④スケジュール表★ ⑤申立書★ ⑨看護・介護の必要があることの証明書類	
就学	⑩在学証明書および時間割★ ②通勤経路・通勤時間申出書★	
求職(ひとり親家庭)	⑤申立書★ ⑪求職活動を行っていることがわかる書類	
特例	罹災証明書等	

★印の様式・ひな形は市ホームページからダウンロード可能です。

③ 必要書類のチェックリスト(4月1日入所受付期間中に、郵送で申請する場合のみ)

- 提出書類の確認にご活用ください。
- 該当箇所にし点でチェックを入れてご提出ください。

該当する場合にのみ提出が必要な書類

④ 障害者手帳等の写し【障害のある児童で障害児枠での入所申請をする場合】

※継続入所の方で、前年度から状況に変更がない場合は必要ありません。

例) 身体障害者手帳、愛の手帳（療育手帳）、精神障害者保健福祉手帳、障害児通所受給者証など

⑤ 障害に関する調査票【障害のある児童で障害児枠での入所申請をする場合など】

※障害児枠での入所申請を希望しない場合も、学童保育所入所申請書の裏面にある「利用児童の健康状態等」の「心身の障害等」について、「有」にチェックした児童に関してはご記入ください。

⑥ 学童クラブ費算定に必要な書類【令和5年1月1日時点で、国分寺市に住民登録がなかった場合や生活保護世帯の場合】（保護者1人につき1部ずつ必要。同時に入所するきょうだい分は省略可）

状況	提出する書類	
令和5年1月1日時点で、国分寺市民であった方	不要	
令和5年1月1日時点で、国分寺市民でなかった方 ・保護者それぞれについて提出が必要になります ・被扶養者も非課税証明書が必要で す ・源泉徴収票ではクラブ費が算出できません	課税の方	令和4年1月1日から令和4年12月31日の収入に係る 令和5年度課税標準額・市民税の所得割額・均等割額がわかるもの (例) ・令和5年度市(区町村)・都(県)民税課税証明書 ・令和5年度市(区町村)・都(県)民税特別徴収税額通知書
	非課税の方	令和5年度市(区町村)・都(県)民税非課税証明書
生活保護世帯の方	生活保護受給証明書（生活福祉課で交付を受けてください）	
令和5年1月1日時点で、日本国内に住所を有しなかった方	海外在住時に収入があった方	令和4年1月1日から令和4年12月31日の収入を証明できる書類 (例) 勤務先作成の「給与支払証明書」
	海外在住時に収入がなかった方	収入がなかった旨を記載した申立書 ※記入例を参照し、市様式の申立書をご使用ください。

※令和4年1月1日から令和4年12月31日の収入に係る住民税を申告していない場合は、必ず申請前までに住民税の申告を行ってください。

⑦ 転入の申立書

入所申請時点で国分寺市外在住者で、国分寺市へ転入予定の方は市様式の申立書「2.転入について」に必要な事項をご記入いただきご提出ください。

⑧ 民設民営学童保育所への入所申請について 入所検討についての同意書

国分寺市の公設学童保育所は、入所要件（8ページ参照）を満たしていれば、申請児童全員在籍となっているため、定員を大きく超えて児童が在籍している学童保育所もございます。申請状況によって、民設民営学童保育所への入所をご検討いただける場合は、同意書をご提出ください。

※民設民営学童への入所の検討をお願いするものになります。民設民営学童保育所への入所を強制するものではありません。同意事項を提出頂いても、入所承認には一切影響はございません。

【提出書類に関する注意事項】

①勤務証明書

- 外勤の場合、勤務証明書は必ず勤務先から証明を受けてください。また必要に応じて、勤務先等に内容の確認をさせていただく場合があります。
- 外勤以外の場合はご自身でご記入ください。
- 育児短時間勤務等の取得により、契約上の勤務時間と実際の勤務時間が異なる場合は、該当箇所にその旨が記入された勤務証明書をご提出ください。（在籍の審査は契約上の勤務時間で確認させていただきます）
- 現在育児休業を取得しており、入所に合わせて復職予定の場合は、該当箇所にその旨が記入された勤務証明書をご提出ください。（詳しくは 14 ページ【(3) 育児休業中から復職予定の場合】参照）
- 申請時、採用予定で勤務実績のない場合は、一旦予定の勤務状況が記載された勤務証明書を提出いただき、勤務開始後に勤務証明書を再度ご提出ください。（詳しくは 30 ページ【よくある質問Q 11】参照）
- 雇用契約期間が決まっていて更新予定が無いまたは未定の場合は、更新後に再度勤務証明書をご提出ください。
- 国分寺市様式の学童保育所用勤務証明書以外はお受けできません。
※保育園用の様式とは異なります。

②通勤経路・通勤時間申出書

- 在宅勤務の場合は通勤経路記入欄に「在宅勤務」とご記入ください。
- 単身赴任等で市外に在住している場合は、「単身赴任中」とご記入ください。
- 転職等で勤務場所が変わった場合は、再度ご提出ください。

③自営業・個人事業主の証明書類

- 自営業や個人事業主の方は、営業許可証・登記事項証明書・開業届・業務委託契約書・職業欄が記載されている確定申告書類の写し等、事業を行っていることが確認できるものを添付してください。
- 内職（フリーランス）の方で上記の証明書類をお持ちでない場合には、依頼主と締結した契約書の写し等、業務を行っていることが確認できるものを添付してください。
- 証明書類に有効期限のある場合は、有効期限内のものを提出してください。入所以前に有効期限が切れる証明書類を提出した場合は、更新後に再度提出してください。

④スケジュール表

- ひな形のスケジュール表をご使用ください。
- 不規則の場合は、代表的な 1 週間のスケジュールをご記入ください。

⑤申立書

- 市様式の申立書をご使用ください。

⑥母子健康手帳の写し

- 『保護者名記載のページ（表紙）』、『出産予定日記載のページ（P4・5）』の写しをご提出ください（カッコ内は国分寺市発行の母子健康手帳の場合）。

5 入所申請上の注意

(1) 入所希望学童保育所の記入について

児童の安全面への考慮と健全育成の観点から、通学学区または居住地区の学童保育所に入所申請をしていただきます。ただし、申請状況により区域外の学童保育所への入所を検討していただく場合がございます。入所申請書の入所希望学童保育所の記入に当たっては、以下の表を必ずご確認のうえ、希望する学童保育所の記入をお願いいたします。なお、各施設情報は19ページ【学童保育所施設一覧】などでご確認ください。また、民設民営学童保育所への入所申請については、各運営事業者・施設に直接行っていただくことになります。

主な通学区	施設名	所在地	申請書への記入方法
一小☆	第一・第二東元町学童保育所	東元町 2-1-20	募集は同施設として行います。登録の振り分けは市で行います。
二小	①第一光町学童保育所	光町 3-13-19	立地条件が異なるため、 ①第一光町学童、②第二・第三・第四光町学童（※）の2施設から入所を希望する順に、第1・第2希望をお選びください。 ※第二・第三・第四光町学童は同敷地内のため市で割り振りを行います。 記入例) 第1希望：第二・第三・第四光町学童保育所 第2希望：第一光町学童保育所
	②第二・第三・第四光町学童保育所	光町 3-1-1	
三小	第一・第二東恋ヶ窪学童保育所	東恋ヶ窪 2-13	募集は同施設として行います。登録の振り分けは市で行います。
四小	第一・第二泉町学童保育所	泉町 3-29-14	スペースが限られているため、入所できる対象を以下の地区にお住いの児童に限定しております。 対象居住地区：西元町一丁目・三丁目（※）、東元町三丁目～四丁目、泉町一丁目、泉町二丁目1番、2番、10番、11番、12番、13番（東山道武蔵路より東側） ※西元町二丁目および四丁目にお住まいの方は、第一・第二泉町学童保育所または民設民営学童保育所をご利用ください。
	第三泉町学童保育所	泉町 2-13-19	
五小	第一日吉町学童保育所	日吉町 1-30-1	募集は同施設として行います。登録の振り分けは市で行います。
	第二・第三日吉町学童保育所	日吉町 1-30-1	
六小☆	第一・第二新町学童保育所	新町 1-7-2	募集は同施設として行います。登録の振り分けは市で行います。
七小	①第一本多学童保育所	本多 1-7-1	立地が異なるため①第一本多学童、②第二・第三本多学童（※）の2施設から入所を希望する順に第1・第2希望をお選びください。 ※第二・第三本多学童は同施設内のため市で割り振りを行います。 記入例) 第1希望：第一本多学童保育所 第2希望：第二・第三本多学童保育所
	②第二・第三本多学童保育所	本多 1-2-1	
八小☆	西町学童保育所	西町 5-18-5	
九小	西恋ヶ窪学童保育所	西恋ヶ窪 4-12-6	
十小	戸倉学童保育所	戸倉 3-5	

【障害児保育を希望】

小学生…上記施設より第一希望から第三希望までご記入ください。

中学生…第一光町学童保育所、第一泉町学童保育所、第一新町学童保育所、第一本多学童保育所の4施設より第一希望から第三希望までご記入ください。

☆：一小（もとまち児童館）・六小（しんまち児童館）・八小（にしまち児童館）では、学校から直接児童館に行ける「ランドセル来館」を実施いたします。詳しくはP.36をご確認ください。

(2) 申請後の変更や取下げについて

申請後、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに子ども子育て支援課までご連絡ください。入所後に、入所要件に関わるような状況変更が判明した場合、入所承認を取り消す場合があります。

また、入所以前に以下のような状況となった場合は申請の取下げが必要となります。

- 民設民営学童保育所に入所を決めた場合
- 育児休業を延長することとなった場合
- 転出、退職など入所要件消滅により、学童保育所の利用を取りやめる場合 等

上記に該当する場合は、「学童保育所入所申請取下げ届」を子ども子育て支援課へご提出ください。

(3) 育児休業中から復職予定の場合

保護者が育児休業中の場合、家庭での保育が可能な状況であるとみなし、学童への入所はできません。ただし、学童保育所の入所に伴い復職を予定している場合は入所が可能です。

【保育所等と同時に申し込む場合】

保育所等の入所申請と同様に、希望の入所日に設定された申請期限内の申請が必要となります。保育所等の在籍状況により、育児休業を延長することとなった場合は、入所申請の取下げが必要となります。取下げ後、保育園への入所が決まったタイミングで、学童への入所を引き続き希望する場合は、取下げ手続をする際にその旨を申し出てください。

【令和6年4月新規入所受付時に申請する場合】

- 4月中に復職予定である場合に限り、令和6年4月新規入所受付時に申請していただけます。
- 入所日は4月1日となりますが、復職日までの育休期間中は家庭保育にご協力ください。
- 4月以降も育休を延長する場合は入所申請の取下げが必要となります。

(4) 国分寺市に転入予定の場合

申請時点では市外在住者で、国分寺市に転入予定の方も入所の申請ができます。申請期間は市内在住者と同様となりますので、ご注意ください。(詳しくは6～7ページ参照)

- 入所希望日までに必ず転入の手続を済ませてください。
(例) 4月1日入所希望→4月1日までに転入手続を済ませる。
- 入所申請書の保護者住所は現在お住まいの住所を書いてください。
- 勤務証明書の住所は雇用先で記入するものなので新旧どちらの住所でも構いません。
- 必要書類の他に市様式の申立書「2.転入について」に必要事項をご記入いただきご提出ください。
- 学童クラブ費の算定に「令和4年1月1日から令和4年12月31日の収入に係る令和5年度課税標準額・市民税の所得割額・均等割額がわかるもの」の提出が必要となりますので事前にご準備ください。(詳しくは10ページ【該当する場合にのみ提出が必要な書類⑥】参照)
- 転入先住所が決まっていない場合には、申請いただくことはできません。

(5) 障害児枠での入所を希望する場合

対象児童（2ページ【障害児枠の場合】参照）に該当する児童で、保護者が希望する場合、障害児枠での入所申請をすることができます。各施設の定員は[小学生1～3年]1人、[小学生4～6年]1人、[中学生1～3年]に関しては第一光町学童保育所・第一泉町学童保育所・第一新町学童保育所・第一本多学童保育所各4人です。ただし、学童保育所の事業に著しい支障が生じないと市長が認めた場合は、定員を超えて入所させることができます。

障害児枠での入所を希望する場合、入所希望学童保育所を第一希望から第三希望まで選んでいただく必要があります。学童保育所入所申請書への入所希望学童保育所の記入方法に関しましては、13ページを参照ください。

【申請から入所までの流れ】

	日程	備考
1.申請	令和6年度4月入所の申請は所定の締切日（ 令和5年11月17日 ）までに、年度途中の申請は 入所希望月の前々月末日 までに申請してください。	【必要書類】 ・申請書類一式 ・障害者手帳等の写し ・障害に関する調査票 詳しくは9～12ページ【(2)入所申請に必要な書類】参照
2.事前調査	令和6年度4月入所の場合は令和6年1月頃を予定。年度途中の申請の場合は随時行います。	現在通園・通学している施設へ学童保育所職員が外向き、集団での様子を見させていただきます。
3.入所協議会	令和6年度4月入所の場合は令和6年2月頃を予定。年度途中の申請の場合は随時行います。	障害の程度や児童の状況から、入所の可否および加配職員の配置等の決定をします。児童の状況により保育の開始が遅れる場合があります。
(体験入所)	令和6年度4月入所の場合は令和6年4月～5月頃を予定。年度途中の申請の場合は随時行います。	必要とされる場合のみ実施します。希望する施設で体験的に入所をするものです。
4.入所承認	「6.入所審査及び結果の通知について」参照	
5.入所説明会 個別面談	「6.入所審査及び結果の通知について」参照	各施設において入所説明会を実施します。 入所までに必ず受けていただく必要があります。
6.保育開始	原則入所希望日（職員体制等の理由により保育開始が遅れる場合があります）	

6 入所審査及び結果の通知について

申請期間内に提出された書類にて入所要件の審査を行い、入所承認の可否を決定します。入所承認通知等は、令和6年4月1日入所の場合は、2月下旬頃に、5月以降の入所の場合は入所前月中旬以降に郵送にて送付します。

4月に新規入所される方は、**令和6年3月3日(日)**に入所説明会を各学童保育所にて実施しますので、必ずご参加ください。詳細は、入所承認通知に同封する案内をご確認ください。

5月以降に入所される方は、入所初日までに随時学童保育所の職員との面談を行います。

また、入所説明会等で配布される「学童保育所児童票」に必要事項をご記入のうえ、入所予定の学童保育所にご提出ください（市ホームページからもダウンロード可能です）。

7 入所後の変更・退所等の手続き方法

申請事項に変更が生じた場合や、他の学童保育所への転所や通年保育・三季休業保育の利用変更を希望する場合などには、学童保育所入所申請事項変更届もしくは学童保育所入所変更申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添付し、在籍する学童保育所または子ども子育て支援課へ提出してください。（郵送可）★印の様式・ひな形は市ホームページからダウンロード可能です。

(1) 勤務先、住所、氏名、電話番号に変更があった場合

勤務先、住所、氏名、電話番号に変更があった場合には下記のとおり書類を速やかにご提出ください。

変更事項	提出していただく書類
氏名・電話番号	・学童保育所入所申請事項変更届★
住所・勤務状況 (勤務時間・勤務先・赴任先の変更・転職)	・学童保育所入所申請事項変更届★ ・勤務証明書★（住所のみ変更の場合提出不要） ・通勤経路通勤時間申出書★（勤務時間のみ変更の場合提出不要）

(2) 保護者の状況などで入所要件に関わるような変更があった場合

保護者の状況が変わったことにより、入所要件に変更があった場合には、下記のとおり書類を速やかにご提出ください。（学童保育所入所申請事項変更届では申請をお受けできません。）

変更事項	提出していただく書類
入所要件が「就労」から「求職」に変更 ※3 か月を限度	・学童保育所入所変更申請書★ ・申立書★ ・求職活動を行っていることがわかる書類
入所要件が「求職」から「就労」に変更	・学童保育所入所変更申請書★ ・勤務証明書★ ・通勤経路通勤時間申出書★
入所要件が「就労」から「出産」に変更	・学童保育所入所変更申請書★ ・申立書★ ・母子健康手帳の写し
世帯構成の変更（結婚など）	・学童保育所入所変更申請書★ ・新世帯員の税書類 ・入所要件確認に必要な書類（勤務証明書など）
その他入所要件の変更	・学童保育所入所変更申請書★ ・入所要件確認に必要な書類（9 ページ参照）

(3) 学童保育所の利用変更(転所、通年⇔三季)を希望する場合

利用する学童保育所を変更したい場合や、保護者の状況が変わったことにより通年から三季あるいは三季から通年に変更したい場合には、下記のとおり、変更を希望する月の前月 20 日までに、書類をご提出ください。利用変更は、原則として申請月の翌月初日からの変更となります。

変更事項	提出書類	提出期限
学童保育所の利用変更 (転所、通年⇔三季)	学童保育所入所変更申請書★	変更を希望する月の前月 20 日まで

(4) 休所する場合

利用する学童保育所を事情により休所する場合には、下記のとおり書類をご提出ください。

- 通年保育で入所されている場合は月単位で休所することができます（一度の申請で最大3か月）。
- 三季休業保育で入所されている場合は休業期間単位で休所することができます。

提出書類	提出期限	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・学童保育所休所届★ ・学童クラブ費減免申請書★ 	<p>*通年保育： 休所を希望する月の<u>前月20日まで</u> 例)5月を休所したい→4/20までに申請が必要</p> <p>*三季休業保育： 休所を希望する休業期間開始月の<u>前月末まで</u> 例)夏休みを休所したい→6月末までに申請が必要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・書類の提出がない限り学童クラブ費が発生します。 ・休所日を遡ることはできません。

*勤務時間の変更等により、入所要件を満たさなくなった場合は、利用を継続することはできません。

(5) 退所する場合

利用の途中で学童保育所を利用する必要がなくなった場合は、下記のとおり期限までに書類をご提出ください。

提出書類	提出期限
<ul style="list-style-type: none"> ・学童保育所退所届出書★ 	<p>*通年保育： 退所を希望する月の<u>前月20日まで</u> 例)5/31で退所(6月以降の在籍をなくす) →5/20までに申請が必要</p> <p>*三季休業保育： 利用予定のない休業期間開始月の<u>前月末まで</u> 例)夏休み前に退所したい→6月末までに申請が必要</p>

*出産要件で入所し、承認期間中に育児休業を取得する場合は、退所の手続きが必要となります。

*保護者の勤務時間の変更等により、入所要件を満たさなくなった場合は、利用を継続することはできません。

8 民設民営学童保育所について

(1) 民設民営学童保育所とは

民設民営学童保育所とは、民間事業者が市の補助を受けて設置運営する学童保育所です。民設民営学童保育所は、職員配置等は市が定める運営に関する基準に基づいて運営しておりますが、19時以降の延長保育、送迎、食事の提供、習い事等のさまざまな独自のサービス・活動を提供していることが大きな特色です。学童クラブ費については、公設学童保育所と同様ですが、独自のサービスについては別途料金が必要となります。独自のサービス・活動の提供については、施設ごとに異なりますので、22ページからの【10 民設民営学童保育所の施設紹介について】をご覧ください。詳細な内容については、直接運営事業者にお問い合わせください。

(2) 民設民営学童保育所の利用対象児童及び入所要件

利用対象児童は、公設学童保育所と同様ですが、定員に余裕のある一部の施設では、試行的に小学4年生まで受入れを行っております。入所要件については、公設学童保育所と同様ですが、民設民営学童保育所に限り、ひとり親以外の求職要件での入所可能となっております。

(3) 民設民営学童保育所への入所申請方法等

民設民営学童保育所への入所申請は、運営事業者に直接行ってください。入所の選考・決定も運営事業者が行います。（一部申請書類は公設学童保育所申請書類の写しで代用可能です。詳しくは各施設へお問い合わせください。）

(4) その他

- ① 民設民営学童保育所ごとに定員の空き状況が異なるため、多数の申請があった場合、入所できない可能性もあることから、民設民営学童保育所と公設学童保育所の併願申請が可能です。ただし、公設学童保育所との二重在籍はできませんので、民設民営学童保育所への入所が決まった場合、公設学童保育所の取下げ手続きが別途必要となります。（4月入所の場合には、1月中に取下げ手続きを行ってください。）詳しくは14ページ(2)【申請後の変更や取下げについて】をご確認ください

【併願申請の流れ（4月入所の場合）】

	公設学童	民設学童
11月	市役所へ申請	各民設民営学童保育所へ申請
12月	審査 ↓	選考
1月		入所決定
		<u>民設学童への入所を希望する場合は、この期間に公設学童の取下げ手続きを行ってください。</u>
2月末	入所決定	

- ② 民設民営学童保育所は、最寄りの学区外からの申請も可能です。ただし、登所・降所については、保護者送迎または自主登降所が基本です。一部の施設では送迎を行っているところもありますので、22ページからの【10 民設民営学童保育所の施設紹介について】等でご確認ください。

9 学童保育所施設一覧

市立学童保育所(公設公営・公設民営)

主な通学区域	施設名	所在地 (マップ番号)	所在詳細	電話番号	定員	運営方法	運営主体
一小	第一東元町学童保育所	東元町 2-1-20 (❶)	第一小学校敷地内	042-323-6651	41	指定管理	ワークス コープ
	第二東元町学童保育所				16		
二小	第一光町学童保育所	光町 3-13-19 (❷)	ひかり児童館併設	042-576-2581	60	指定管理	明日葉
	第二光町学童保育所	光町 3-1-1 (❸)	第二小学校敷地内	042-575-2426	55	指定管理	明日葉
	第三光町学童保育所	光町 3-1-1 (❹)	第二小学校敷地内 教室増築棟に併設	042-572-2677	30	指定管理	明日葉
	第四光町学童保育所				30		
三小	第一東恋ヶ窪学童保育所	東恋ヶ窪 2-13 (❺)	第三小学校敷地内	042-323-3822	46	指定管理	ワークス コープ
	第二東恋ヶ窪学童保育所				42		
四小	第一泉町学童保育所	泉町 3-29-14 (❻)	いずみ児童館併設	042-322-8849	71	直営	国分寺市
	第二泉町学童保育所				30		
	第三泉町学童保育所	泉町 2-13-19 (❼)		042-328-5066	32	指定管理	明日葉
五小	第一日吉町学童保育所	日吉町 1-30-1 (❽)	第五小学校敷地内	042-324-8100	56	指定管理	ワークス コープ
	第二日吉町学童保育所	日吉町 1-30-1 (❾)	第五小学校敷地内	042-327-1200	35	指定管理	アンジェリカ
	第三日吉町学童保育所				35		
六小	第一新町学童保育所	新町 1-7-2 (❿)	しんまち児童館併設	042-324-7489	61	指定管理	こどもの森
	第二新町学童保育所				56		
七小	第一本多学童保育所	本多 1-7-1 (⓫)	本多児童館併設	042-322-1140	40	直営	国分寺市
	第二本多学童保育所	本多 1-2-1 (⓬)	第七小学校敷地内	042-322-7333	37	直営	国分寺市
	第三本多学童保育所				26		
八小	西町学童保育所	西町 5-18-5 (⓭)	第八小学校敷地内	042-575-6662	45	指定管理	こどもの森
九小	西恋ヶ窪学童保育所	西恋ヶ窪 4-12-6 (⓮)	第九小学校敷地内	042-324-7497	81	指定管理	ワークス コープ
十小	戸倉学童保育所	戸倉 3-5 (⓯)	第十小学校敷地内	042-324-9700	53	指定管理	こどもの森

- ◆ 中学生障害児の受入施設は、児童館併設の「第一光町学童保育所」、「第一泉町学童保育所」、「第一新町学童保育所」、「第一本多学童保育所」です。
- ◆ 同一建物内にある「第一・第二東元町学童保育所」、「第一・第二東恋ヶ窪学童保育所」、「第一・第二泉町学童保育所」、「第一・第二新町学童保育所」ならびに、同学校敷地内で複数に分かれている「第二・第三・第四光町学童保育所」、「第一・第二・第三日吉町学童保育所」については、市で入所登録の振り分けを行います。
- ◆ 第三泉町学童保育所については、民間マンションの1階部分に設置した施設であり、育成室の広さも限られていることから、入所できる対象地区を限定しております。(詳しくは13ページ【入所希望学童保育所の記入について】参照)
- ◆ 第一・第二東恋ヶ窪学童保育所、第一・第二・第三日吉町学童保育所、第一・第二新町学童保育所、西町学童保育所、西恋ヶ窪学童保育所、戸倉学童保育所は、現在の指定期間が令和6年3月31日で満了となるため、指定管理者の更新のための公募を行う予定であり、令和6年度以降の指定管理者が変更となる可能性があります。選定結果等は後日市ホームページ等で公表予定です。

民設民営学童保育所(民設民営) ※施設へ直接ご申請ください。

主な通 学区域	施設名	所在地 (マップの番号)	電話 番号	定員	運営 主体	紹介 ページ
一 小	学童保育じゃんぷ 東元町クラブ	東元町 2-11-20 メゾンコスモス 101 (①)	042-312-0824	19	子ども支援ホーム	P.22
	キッズクラブ・東元町	東元町 2-13-14 ドミセフィール 2 1 階 (②)	042-401-0771	38	三楽	P.23
二 小	ふじSUNクラブ	富士本 3-1-15 (③)	042-505-8712	45	ワーカーズコープ	P.23
三 小	学童保育所かがやき	東恋ヶ窪 2-17-2 (④)	042-316-8880	40	浴光会	P.23
三 小 七 小	ウィズダムアカデミー-国分寺校	東恋ヶ窪 1-280-4 (⑤)	042-203-2447	45	ウィズダムアカデミー	P.24
四 小	colors 西元町学童保育所	西元町 2-13-17 (⑥)	042-349-6434	45	アンジェリカ	P.24
	キッズクラブ泉町	泉町 2-9-3 (⑦)	042-329-1160	22	三楽	P.24
	キッズクラブ泉町第2	泉町 3-33-2 西晴ビル 1-北号室 (⑧)	042-312-2699	32	三楽	P.25
七 小	国分寺駅北口和みっこクラブ	本町 3-7-29 (⑨)	042-312-2075	45	ワーカーズコープ	P.25
	学童保育じゃんぷ 本町クラブ	本町 2-8-6 大澤ビル 2 階 (⑩)	042-349-6306	30	子ども支援ホーム	P.25
六 小 九 小	学童保育じゃんぷ 東戸倉クラブ	東戸倉 2-10-20 ヒルズガーデン恋ヶ窪 A (⑪)	042-312-0680	40	子ども支援ホーム	P.26
十 小	キッズクラブ戸倉	戸倉 4-7-45 (⑫)	042-313-9778	40	三楽	P.26

10 民設民営学童保育所の施設紹介について

児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業に係る届出を行っており、市から補助を受け、基準に基づいた運営を行っている民設民営学童保育所です。

民設民営学童保育所への入所申請については、各運営事業者・施設に直接行っていただくことになります。以下の施設紹介をご確認いただくとともに、詳細は各施設にお問い合わせください。

全施設共通

利用対象児童	市内在住の小学1年生から3年生までの児童 市内在住の小学1年生から6年生までの心身に障害を有する児童 ※定員に空きがある場合は小学4年生の受入れを試行的に実施している施設もあります。
保育時間	登校日：下校時から午後7時まで 休校日：午前8時から午後7時まで ※一部異なる施設があります。 ※一部延長保育を行っている施設があります。
閉所日	日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで） ※一部異なる施設があります。
学童クラブ費	市立学童保育所と同額

学童保育じゃんぷ 東元町クラブ ダンスや漢字検定などイベント豊富な少人数の学童保育所です

運営事業者	特定非営利活動法人子ども支援ホーム
所在地	東元町2-11-20 メゾンコスモス101（第一小学校から徒歩10分）
電話番号/FAX	042-312-0824 / 042-312-0313
定員/主な対象学区	19名 / 第一小学校
その他料金	延長料金（月5,000円・1日500円）・お弁当 軽食代（1食500円）
保育時間	登校日：下校時から午後7時まで（延長午後8時まで） 休校日：午前7時半から午後7時まで（延長午後8時まで）
閉所日	日曜日、祝日、年末年始（12月30日から1月3日まで）
特色	【送迎】第一小学校の1年生の送迎の実施（夏休みまで） 【ダンス・漢字検定】ダンス講師による楽しいレッスン、学習のサポート・会場での受検（無料） 【給食・おやつ提供】手作りおやつ提供・三季休業中は配食サービスによる給食提供あり

キッズクラブ・東元町 楽しいプログラムがたくさんのお子保育所です

運営事業者	特定非営利活動法人三楽
所在地	東元町 2-13-14 ドミセフィール 2 1 階 (第一小学校から徒歩 10 分)
電話番号	042-401-0771
定員/主な対象学区	38 名 / 第一小学校
その他料金	延長料金 (月額 7,500 円・30 分 500 円), 仕出し昼食代 (400 円または 500 円)
保育時間	登校日: 下校時から午後 7 時まで (延長午後 8 時まで) 休校日: 午前 8 時から午後 7 時まで (延長午後 8 時まで)
閉所日	日曜日, 祝日, 年末年始 (12 月 29 日から 1 月 3 日まで)
特色	【学びの支援】宿題や自由勉強の支援
	【給食の提供】三季休業中, 土曜保育は仕出し昼食提供
	【送迎】第一小学校の 1 年生の送迎実施

ふじ SUN クラブ 地域に根ざした学童保育所です

運営事業者	特定非営利活動法人ワーカーズコープ
所在地	富士本 3-1-15 (第二小学校より徒歩 3 分)
電話番号/FAX	042-505-8712 / 042-505-8713
定員/主な対象学区	45 名 / 第二小学校
その他料金	延長保育料 (30 分 1,000 円) 手作りランチ代 (1 食 500 円)
保育時間	登校日: 下校時から午後 7 時まで (延長午後 8 時まで) 休校日: 午前 8 時から午後 7 時まで (延長午前 7 時 30 分から・午後 8 時まで)
閉所日	日曜日, 祝日, 年末年始 (12 月 29 日から 1 月 3 日まで)
特色	【季節の遊び】昔遊びや手芸用品・折り紙などで季節ごとの工作の充実
	【おやつ・ランチの提供】手作りおやつ・三季休業中は手作りランチの提供 (土曜日を除く)

学童保育所かがやき 特別養護老人ホームかがやきに併設され, 世代間交流を取り入れた学童保育所です

運営事業者	社会福祉法人浴光会
所在地	東恋ヶ窪 2-17-2 (第三小学校から徒歩 5 分, 特別養護老人ホームかがやきに併設)
電話番号 (FAX)	042-316-8880 (FAX 042-316-8899)
定員/主な対象学区	40 名 / 第三小学校
その他料金	給食代 (1 食 450 円)
保育時間	登校日: 下校時から午後 7 時まで 休校日: 午前 8 時から午後 7 時まで
閉所日	日曜日, 祝日, 年末年始 (12 月 29 日から 1 月 3 日まで)
特色	【世代間交流】併設の特別養護老人ホームとの定期的な交流
	【自然とのふれあい】敷地内にある《よくこうファーム》での野菜の育成・収穫
	【おやつ・給食の提供】三季休業中は給食提供 (月曜・土曜日を除く)・手作りおやつ提供

ウィズダムアカデミー国分寺校 送迎・習い事つきの学童保育所です

運営事業者	株式会社ウィズダムアカデミー
所在地	東恋ヶ窪 1-280-4 ザ・パークハウス国分寺四季の森 F 棟内 (第三小学校から徒歩 10 分・第七小学校から徒歩 15 分)
電話番号	042-203-2447
定員/主な対象学区	45 名 / 第三小学校・第七小学校など
その他料金	昼食, 送迎料金, 延長料金 (30 分 700 円) など
保育時間	登校日: 下校時から午後 7 時まで (延長午後 8 時まで) 休校日: 午前 8 時から午後 7 時まで (延長午後 8 時まで)
閉所日	日曜日, 祝日, 年末年始 (12 月 29 日から 1 月 3 日まで)
特色	【送迎サービス】送迎車などで職員が送迎 (送迎範囲は校舎にご確認ください)
	【宿題サポート】宿題が終了しているかをスタッフが確認
	【習い事の提供】英会話・珠算・習字・アートなど

colors 西元町学童保育所 家庭的な雰囲気を大切にしている学童保育所です

運営事業者	株式会社アンジェリカ
所在地	西元町 2-13-17 ヴィレッジ国分寺 1 階 (第四小学校から徒歩 5 分)
電話番号 (FAX)	042-349-6434 (FAX 042-349-6436)
定員/主な対象学区	45 名 / 第四小学校
保育時間	登校日: 下校時から午後 7 時まで 休校日: 午前 8 時から午後 7 時まで
閉所日	日曜日, 祝日, 年末年始 (12 月 29 日から 1 月 3 日まで)
特色	【施設】学校から近く, ボルダリングが設置してある専用の遊戯室がある
	【保護者との情報共有】学童の様子を定期的にブログ配信
	【入退室管理システム】児童の登降室を保護者にメールでお知らせする
	【配食の提供】三季休業中は配食サービスによる給食提供

キッズクラブ泉町 延長保育や三季休業中の昼食提供なども実施している学童保育所です

運営事業者	特定非営利活動法人三楽
所在地	泉町 2-9-3 ハートフル西晴 1F (第四小学校から徒歩 10 分)
電話番号	042-329-1160
定員/主な対象学区	22 名 / 第四小学校
その他料金	延長料金 (月額 7,500 円・30 分 500 円), 仕出し昼食代 (400 円または 500 円)
保育時間	登校日: 下校時から午後 7 時まで (延長午後 8 時まで) 休校日: 午前 8 時から午後 7 時まで (延長午後 8 時まで)
閉所日	日曜日, 祝日, 年末年始 (12 月 29 日から 1 月 3 日まで)
特色	【学びの支援】宿題や自由勉強の支援
	【送迎】第四小学校の 1 年生の送迎実施
	【給食の提供】三季休業中, 土曜保育は仕出し昼食提供

キッズクラブ泉町第2 延長保育や三季休業中の昼食提供なども実施している学童保育所です

運営事業者	特定非営利活動法人三楽
所在地	泉町 3-33-2 西晴ビル 1-北号室 (第四小学校から徒歩 10 分)
電話番号	042-312-2699
定員/主な対象学区	32 名 / 第四小学校
その他料金	延長料金 (月額 7,500 円・30 分 500 円), 仕出し昼食代 (400 円または 500 円)
保育時間	登校日: 下校時から午後 7 時まで (延長午後 8 時まで) 休校日: 午前 8 時から午後 7 時まで (延長午後 8 時まで)
閉所日	日曜日, 祝日, 年末年始 (12 月 29 日から 1 月 3 日まで)
特色	【学びの支援】宿題や自由勉強の支援
	【送迎】第四小学校の 1 年生の送迎実施
	【給食の提供】三季休業中, 土曜保育は仕出し昼食提供

国分寺駅北口和みっこクラブ 野菜収穫や地域交流を取り入れた学童保育所です

運営事業者	特定非営利活動法人ワーカーズコープ
所在地	本町 3-7-29 タタミノイエ 1 階 (第七小学校から徒歩 10 分)
電話番号・FAX	042-312-2075
定員/主な対象学区	45 名 / 第七小学校
その他料金	延長保育料 (30 分 1,000 円), 仕出し昼食代 (500 円)
保育時間	登校日: 下校時から午後 7 時まで (延長時間は要相談) 休校日: 午前 8 時から午後 7 時まで (延長時間は要相談)
閉所日	日曜日, 祝日, 年末年始 (12 月 29 日から 1 月 3 日まで)
特色	【野菜収穫体験】月に 1 回農園での野菜収穫体験・収穫したお野菜での手作りおやつ提供
	【地域交流】収穫した野菜を地域の方々にお渡しするなど交流を大事にしている
	【おやつ・給食の提供】三季休業中は, 提携事業者から手配したお弁当を提供

学童保育じゃんぷ 本町クラブ ダンスや漢字検定などイベント豊富な学童保育所です

運営事業者	特定非営利活動法人子ども支援ホーム
所在地	本町 2-8-6 大澤ビル 2 階 (第七小学校から徒歩 10 分)
電話番号	042-349-6306
定員/主な対象学区	30 名 / 第三小学校・第七小学校
その他料金	延長料金 (月 5,000 円・1 日 500 円)・お弁当 軽食代 (1 食 500 円)
保育時間	登校日: 下校時から午後 7 時まで (延長午後 8 時まで) 休校日: 午前 7 時 30 分から午後 7 時まで (延長午後 8 時まで)
閉所日	日曜日, 祝日, 年末年始 (12 月 30 日から 1 月 3 日まで)
特色	【送迎】第三・第七小学校の 1 年生の送迎の実施 ※第七小学校は 1 学期のみ
	【ダンス・漢字検定】ダンス講師による楽しいレッスン, 学習のサポート・会場での受検 (無料)
	【給食・おやつの提供】手作りおやつの提供・三季休業中は配食サービスによる給食提供あり

学童保育じゃんぱ 東戸倉クラブ ♪ダンスや漢字検定などイベント豊富な学童保育所です

運営事業者	特定非営利活動法人子ども支援ホーム
所在地	東戸倉 2-10-20 ヒルズガーデン恋ヶ窪 A (第六小学校から徒歩 30 分, 第九小学校から徒歩 15 分)
電話番号	042-312-0680
定員/主な対象学区	40 名 / 第六小学校・第九小学校
その他料金	延長料金 (月 5,000 円・1 日 500 円)・お弁当 軽食代 (1 食 500 円)
保育時間	登校日: 下校時から午後 7 時まで (延長午後 8 時まで) 休校日: 午前 7 時 30 分から午後 7 時まで (延長午後 8 時まで)
閉所日	日曜日, 祝日, 年末年始 (12 月 30 日から 1 月 3 日まで)
特色	【送迎】第六・第九小学校の 1 年生の送迎の実施 (夏休みまで)
	【ダンス・漢字検定】ダンス講師による楽しいレッスン, 学習のサポート・会場での受検 (無料)
	【給食・おやつ提供】手作りおやつ提供・三季休業中は配食サービスによる給食提供あり

キッズクラブ戸倉 ♪一軒家のアットホームな学童保育所です

運営事業者	特定非営利活動法人三楽
所在地	戸倉 4-7-45 (第十小学校から徒歩 10 分)
電話番号	042-313-9778
定員/主な対象学区	40 名 / 第十小学校
その他料金	延長料金 (月額 7,500 円・30 分 500 円), 仕出し昼食代 (400 円または 500 円)
保育時間	登校日: 下校時から午後 7 時まで (延長午後 8 時まで) 休校日: 午前 8 時から午後 7 時まで (延長午後 8 時まで)
閉所日	日曜日, 祝日, 年末年始 (12 月 29 日から 1 月 3 日まで)
特色	【学びの支援】宿題や自由勉強の支援
	【給食の提供】三季休業中, 土曜保育は仕出し昼食提供

こちらの二次元コードから国分寺市ホームページの「民設民営学童保育所について」のページにアクセスできます。⇒⇒⇒⇒⇒



11 新入所児童の保護者の方にお伝えしたいこと

(1) 入所にあたりお願いしたいこと

●学童保育所の登所・降所について

- ・学校の登下校と同様に、学童保育所へは一人で登所・降所ができるように、経路の確認等時間のあ
る時に練習をしておいてください。その際、交通ルールや危険な場所についても確認してください。
- ・4月は、市立小学校の集団下校にあわせて学童保育所職員が学校の要請に基づき児童を迎えに行き
ます。
- ・ご家庭でも学童保育所の出欠席について、毎朝お子さんと確認をしてください。また、学童保育所
が欠席の場合にはクラス担任にも連絡してください。
- ・学校の集団下校の期間の学童保育所欠席連絡は、なるべく前日までにお願いします（深夜・早朝は
留守番電話）。当日の連絡は、下校時刻までに連絡帳ではなく電話でご連絡ください。

●学童保育所への連絡について

- ・お休み、早帰りの連絡は必ず保護者の方が、連絡帳・電話（留守番電話）でお願いします。トラブ
ルを防ぐため、お子さん自身による連絡は、受け付けておりません。必ず保護者の方から施設へ連
絡を入れてください。なるべく職場への連絡を避けるためにも必ず連絡をお願いします。

●持ち物の管理・提出物について

- ・持ち主がわからない忘れ物が多くあります。持ち物すべてに記名をお願いします。
- ・毎月おたよりを月初めに出していますので、配布時にお子さんと一緒に目を通していただき、提出
物や、行事の持ち物についてもご確認ください。
- ・私物のおもちゃ類、電子機器は持込みを禁止しています。
- ・携帯電話の所持については各学校の対応に準じます。保育中の携帯電話の使用は禁止しています。

●学童保育所での事故や怪我の対応について

- ・日常の事故予防や発生時の対応は、マニュアル化して行っております。万が一の発生時は速やかに、
上司への報告、保護者の方への連絡、医療機関への連絡、搬送など適切な対応をしています。また保
護者の方とも常に連絡を取って情報共有をしています。急な怪我や体調不良で保護者の方に至急連
絡をとらなければならない場合に備え、学童保育所児童票には日中必ずつながる番号の記入をお願
いしています。家庭でも危険防止について日頃からお子さんと話し合っただけのよう願いま
す。

●学童保育所における緊急時対応について

- ・学童保育所と児童館では、日頃から緊急時に備え、職員が役割分担し「施設防災計画書」に基づき、
訓練をしています。
- ・緊急時は随時メール配信をしていますので、ご登録をお願いします。
- ・発災時は、web171（災害用伝言板）を用いて状況をお伝えします。

(2) 生活の中で、お願いしたいこと

●鍵の管理について

- ・お子さんが家に入れずに外で待つ状況は避けたいと思います。鍵の開閉・管理の仕方など普段から話
し合っておくことも大切です。鍵を持たせる場合、外から見えない工夫をしてください。

●地域の友だちとの交流について

- ・学童保育所は保育のみではなく、卒後の放課後生活を自分で過ごせるよう自立を促す場所でもあります。「学校の友だちと遊びたい。」とお子さんから話があった時は、自然な成長の一つとしてお子さんの自立を尊重し、学童を休んで友だちと遊ぶ日を作るのも、一つの方法と考えます。その子に合った成長を見守ってほしいと思います。いつでも職員に相談してください。ともに見守っていきたいと思います。

●基本的生活習慣について

- ・物の管理や整理整頓等、ご家庭でも機会がありましたらお子さんと話し合ってください。また食事やトイレのマナー等、基本的な生活習慣も身につけられるようご指導いただくと助かります。

●その他

- ・学童保育所では、学校での緊張を解きほぐし、思い切り遊んで心と体をゆるめる場となるよう努めておりますが、4月中は特に疲れやすいので、無理のないよう睡眠・休息を十分にとりましょう。
- ・学童保育所は異年齢集団の場であり、児童館併設の場合はなおのこと、いろいろな人との関わりや、トラブルなどもあります。そのような時はよく話し合い、問題解決のサポートとなるような対応を心がけています。ご家庭にもご協力いただくこともありますが、いろいろなことを経験してお子さんが成長していく場として、長い目でとらえていただけたらと思います。
- ・学童保育所での生活以外の心配事についても、いつでもご遠慮なくご相談ください。

(3) 学童保育所での生活について

施設の状況により多少の違いはありますが、ほぼ次のとおりです。
また、行事や所外保育の時は、別日程になります。

●平常保育（学校がある日）

時 間	項 目	内 容
下校時	保育開始	《 宿題について 》 ・宿題に取り組むように声かけはしますが、強制はできません。 また、学習指導はできません。
15:00	自由時間 お や つ 自由時間	
16:45	降所準備	《 降所について 》 ・事前に確認した降所時刻に基づき、お子さんを降所させます。 ・17:00には、同じ方面へ帰る児童が集団で降所します。
17:00	集団降所	
19:00	最終降所・閉所 (保育終了)	

●一日保育（学校の春・夏・冬休み、振替休業日、土曜日）

時 間	項 目	内 容
8:00	開所	《 登所について 》 ・9:30までに登所をお願いしています。8:00から開所はしていますが、勤務など入所要件に合わせた時間をご利用いただきます。
9:30	朝 会 学 習 自由時間	
12:00	昼食	《 学習について 》 ・各自が家庭で相談して用意した課題を学習します。 《 昼食について 》 持参したお弁当を食べます。
13:00	休息又は午睡	
~		《 休息又は午睡について 》 ・夏休みのみ実施しています。 ※15:00のおやつ以降は平常保育に準じます
15:00	お や つ	

12 学童保育所に関するよくある質問

■入所申請等について

Q1 学童保育所は、どのような児童が対象となりますか？

A 市内在住の小学1年生から3年生までで、保護者の労働等により昼間適切な監護を受けられない児童です。ただし、心身に障害のある児童については、小学1年生から中学3年生まで対象となります。また、市内の民設民営学童保育所で定員に余裕がある場合には4年生まで受入れを試行的に行っております。

Q2 障害児の入所について教えてください。

A 各施設の定員は〔小学生1～3年〕1人、〔小学生4～6年〕1人、〔中学生1～3年〕に関しては第一光町学童保育所・第一泉町学童保育所・第一新町学童保育所・第一本多学童保育所各4人です。ただし、学童保育所の事業に著しい支障が生じないと市長が認めた場合は、定員を超えて入所することができます。

入所申請書受付後事前調査をし、必要に応じて面談等を行う場合があります。その後障害児入所協議会を経て、入所の可否を（場合によっては体験入所後）決定します。入所説明を受けて入所になります。（詳しくは15ページ【(5) 障害児枠での入所を希望する場合】参照）

Q3 現在、学童保育所に在籍しています。次年度も入所を希望する場合、申請が必要ですか？

A 必要です。学童保育所の利用承認は年度単位であり、入所期間は4月1日（年度途中に入所の場合は入所月の1日）～翌年3月31日です。次年度も入所を希望する場合は、継続の入所申請が必要となります。申請期間は新規入所と同様になります。（詳しくは5～6ページ【令和6年度4月1日入所受付について】参照）

Q4 希望すれば学童保育所に入れますか？ 定員はありますか？

A 定員はありますが、入所要件（8ページ参照）を満たしていれば、入所可能となっています。ただし申請状況により第一希望以外の学童保育所への入所を検討していただく場合があります。（詳しくは13ページ【入所希望学童保育所の記入について】参照）

Q5 各学童保育所の在籍状況はどのように確認できますか？

A 国分寺市のホームページに令和5年4月1日時点の各学童保育所の在籍状況を掲載しています（民設学童保育所の在籍状況もあわせて掲載しています）。入所要件（8ページ参照）を満たしていれば、申請児童全員在籍となっているため、定員を大きく超えてお子さんが在籍しており、施設が狭い学童保育所もありますので、民設学童保育所への入所もご検討ください。（詳しくは10ページ【⑧民設民営学童保育所への入所申請について 入所検討についての同意書】参照）

Q6 入所する学童保育所は、どのように決まるのですか？

A 全ての小学校区に学童保育所があり、居住地区または通学学区の学童保育所に入所となります。ただし申請状況により地区外の学童保育所への入所を検討していただく場合があります。（詳しくは13ページ【入所希望学童保育所の記入について】・19ページ【学童保育所施設一覧】参照）

Q7 同じ施設内・敷地内に複数の施設がある学童保育所の入所及び保育について教えてください。

A 受付期間終了後、申請状況に応じて市で振り分けを行います。同施設内の複数の学童保育所は原則として合同での保育となります。また、同一敷地内に複数の学童保育所がある場合は、交流しながら保育を行います。（詳しくは13ページ【入所希望学童保育所の記入について】参照）

Q8 民設学童保育所は複数施設を申請してもよいのですか？

A 複数施設を申請してかまいません。ただし、二重在籍することはできませんので、入所施設が決まった際には取下げ申請が必要となります。

Q9 私立・都立・国立の小学校に通っていても利用できますか？

A 利用できます。原則、ご自宅の学区の学童保育所への入所申請となりますが、通われる小学校の登校経路により学区外の学童保育所への入所申請を希望される場合には子ども子育て支援課へご相談ください。なお、その場合は、学童保育所の行き帰りの安全面等について、ご家庭でお子様とよくお話しください。

Q10 国分寺市に転入予定ですが、申請時点では他市に住んでいます。申請することはできますか？

A 国分寺市に転入予定で、転入先の住所が決まっている場合は入所の申請ができます。申請期限等は市内在住者と同様となります。必要書類の他に、市様式の申立書に必要事項をご記入いただき併せてご提出ください。入所決定後は、入所希望日までに必ず転入の手続きを済ませてください。また、クラブ費の算定に必要な「令和5年度市（区町村）・都（県）民税課税証明書」等の提出も必要となりますので事前にご準備ください。（詳しくは14ページ【(4) 国分寺市に転入予定の場合】参照）

Q11 入所申請時点で勤務はしていませんが、採用の内定は出ています。申請は可能でしょうか？

A 申請することができます。入所申請の際には、予定の就労状況が記載された勤務証明書（勤務先記入）を提出し、勤務開始後に証明された勤務証明書（勤務先記入）を後日提出していただく必要があります。その場合、学童保育所利用開始日までに勤務を開始していただく必要があります。勤務を開始できない場合や内定取消となった場合は入所取消となります。

Q12 現在、4月から仕事を始めるために求職中です。申請することはできますか？

A ひとり親家庭につきましては、求職要件での入所申請が可能ですが、それ以外のご家庭につきましては、入所申請はできません。就労先が決まった時点で申請いただき、申請時点で入所可能な日付でご案内させていただきます。申請時期や入所状況によっては4月1日入所でご案内ができない場合もございますので、ご了承ください。なお多くの民設民営学童保育所に関しましては、世帯状況に限らず、求職要件での新規入所が可能となります。詳しくは各施設にお問い合わせください。

Q13 産前産後の休養のため保育をすることができない場合、入所することはできますか？

A 出産要件として入所することができます。出産を要件とする入所の場合は、必要事項が記載された申立書と母子手帳の「保護者名記載のページ」、「分娩予定日が記載されたページ」の写しの提出が必要です。入所期間は、出産予定月をはさんで前後各2か月、最大計5か月間となります。その後他の入所要件に該当しない場合は、退所となります。

Q14 現在、勤務時間が午後2時までですが、4月からは同じ職場で午後4時まで仕事をする予定です。新年度4月新規入所受付期間中に申請することはできますか？

A 申請することができます。新年度4月新規入所受付の際には、現在の就労状況が記載された勤務証明書(勤務先記入)と4月以降の就労状況が記載された申立書(自身で記入)を提出していただきます。その場合、4月以降に変更後の就労状況が記載された勤務証明書(勤務先記入)を改めて提出していただく必要があります。

Q15 現在、育児休業中で4月から保育園に入園できれば、復職して学童保育所にも入所したいです。どのような申請が必要ですか？

A 4月中に復職する場合、保育園と同様に4月入所の申請期間に申請が必要となります。保育園の入所状況等の理由で、5月以降も育児休業を延長する場合は、入所申請の取下げが必要となります。取下げ後、保育園への入所が決まったタイミングで学童への入所を引き続き希望する場合は、取下げ手続をする際にその旨を申し出てください。

Q16 保育園も同時に申請する予定ですが、学童保育所の勤務証明書について、保育園の勤務証明書の写しで代用することは可能ですか？

A 代用することはできません。学童保育所と保育園では必要としている情報が異なることから、それぞれの所定の様式で提出していただく必要があります。

Q17 複数の仕事をしている場合や、就労及び就学している場合の勤務証明書はどうすればよいですか？

A 複数の仕事をしている場合は、複数の勤務証明書を提出してください。
就労及び就学している場合は、勤務証明書、在学期間が記載された在学証明書及び時間割を提出してください。入所要件が複数ある場合は、スケジュール表も併せて提出してください。
(詳しくは9～12 ページ【入所申請に必要な書類】参照)

Q18 勤務証明書は、だれが記入するのですか？

A 勤務先に記入を依頼してください。なお、自営業等で保護者が事業主の場合は、自書してください。また、自営業等で、勤務証明書の代表者氏名が保護者(または祖父母などの親族)名の場合、事業を行っていることが確認できる書類(登記事項証明書・営業許可証・確定申告・源泉徴収票の写し等)の提出が必要です。

Q19 申請期限までに提出が間に合わない書類がある場合、どうすればよいですか？

A 申請時点で用意できている書類に加え、市様式の申立書「7.不足書類について」に不足書類がある旨を記入し、併せてご提出ください。不足書類の提出期限は、4月入所の場合は令和5年12月28日(水)までとなり、年度途中入所の場合は該当の入所日までとなります。

■入所後の手続等について

Q20 住所、氏名、電話番号などに変更があった場合には、どのような手続が必要ですか？

A 変更時点で「学童保育所入所申請事項変更届」に必要事項を記入の上、提出してください。

Q21 父や母の勤務先や就労状況の変更があった場合には、どのような手続が必要ですか？

A 変更がわかった時点で、変更内容に応じて「学童保育所入所申請事項変更届」または「学童保育所入所変更申請書」に必要事項を記入の上、その他必要書類と併せて提出してください。（詳しくは 16 ページ【入所後の変更・退所等の手続き方法】参照）

Q22 学童保育所に在籍しておりますが、現在の就労先を退職して求職活動をするようになりました。退所しなければいけないのでしょうか？

A 学童保育所に在籍している場合で現在の就労先を退職した場合は、「求職中」として 3 か月を限度に学童保育所の利用を継続することができます。その場合は、別途手続が必要となります。（16 ページ参照）なお 3 か月を過ぎても求職中の状況が続く場合は、入所要件を満たさなくなるため、一旦退所していただき、就労の内定後または就労開始後に改めて申請手続をしてください。

Q23 学童保育所を休所したいときはどうすればよいですか？

A 学童保育所を利用しない月は、月単位で休所ができます。前月の 20 日までに「学童保育所休所届」と「学童クラブ費減免申請書」を提出してください。三季休業保育で入所している場合、休所の取扱いが異なりますのでご注意ください。届出がない場合はクラブ費が発生いたしますのでご注意ください。（詳しくは 17 ページ【(4) 休所する場合】参照）

Q24 学童保育所を退所したいときはどうすればよいですか？

A 「学童保育所退所届出書」を退所を希望する月の前月 20 日までに提出してください。三季休業保育で入所している場合、退所の取扱いが異なりますのでご注意ください。（詳しくは 17 ページ【(5) 退所する場合】参照）

■利用について

Q25 新年度はいつから登所できますか？

A 4月1日より登所できます（4月1日が休所日の場合は翌開所日より）。ただし保育などの期間はありません。

Q26 どの曜日でも利用してもよいですか？

A 保護者の就労等がお休みの日は、家庭保育が可能であるとし学童保育所もお休みしていただきます。提出された勤務証明書等の勤務等日数と学童保育所利用日数が大きく違う場合は、状況を確認させていただく場合があります。

Q27 土曜日の利用はできますか？

A 保護者の就労等の状況によって土曜日（国民の祝日、年末年始の休業日を除く）の利用ができます。事前に土曜保育の確認票の提出が必要です。詳しくは、各施設の入所説明会でお伝えします。

Q28 利用可能な曜日はどの時間帯でも利用できますか？

A 保護者が就労等をしている時間帯及び通勤時間までの利用となります。

Q29 就労曜日に加えて、祖父母の在宅介護の日も利用できますか？

A 利用できます。就労要件の必要書類に加えて、必要事項を記載した申立書と看護・介護の必要があることの証明書類（介護対象者の診断書、障害者手帳、介護保険証及び介護サービスの利用票の写し等）、スケジュール表を提出してください。スケジュール表は市のひな形がありますのでご使用ください。

Q30 夜勤の場合も利用できますか？

A 夜勤の場合、勤務終了時間に通勤時間を加えた時間（想定帰宅時間）から、8時間の休息時間を加えた時刻が、就労要件の15:00（2年生以降は16:00）にかかる場合、通年保育の就労要件として認めています。

Q31 学童保育所で必要な持ち物や生活における注意点などはありますか？

A 27 ページ【新入所児童の保護者の方にお伝えしたいこと】をご覧ください。学童保育所で必要な持ち物や過ごし方の細かなルールなどは、各学童保育所で異なります。入所決定後の令和6年3月3日（日）に、各学童保育所で入所説明会を開催する予定ですので、ご参加ください。詳細な日時及び場所等については、入所承認通知書に同封する入所説明会の案内で確認してください。

Q32 学童保育所に登所してから、塾・習い事に通って、再び学童保育所に戻ることはできますか？

A 学童保育所登所後の一時外出は認めていません。塾や習い事に通う場合は降所になり、再び学童保育所を利用することはできません。また、学校から塾や習い事へ行き、その後学童保育所を利用することもできません。

Q33 三季休業保育で入所した場合の学童クラブ費の支払いはどうなりますか？

A クラブ費の徴収月は、春休み・夏休み・冬休みで4月・8月・1月の3か月分となります。上記以外の月はクラブ費はかかりません。（詳しくは4ページ【(7) 利用形態】参照）

Q34 短縮授業や学校行事等で早く下校する時にはどのようになりますか？

A 下校する時刻に合わせて保育をしています。

■その他

Q35 学童保育所の見学はできますか？

A ご見学していただくことができます。ただし、個人情報保護の観点から、施設によって見学できる範囲が異なります。また、一日に見学可能な人数には限りがあります。詳細は各施設にお問合わせください。

☆ 放課後の居場所について

二次元コードから国分寺市放課後の居場所についてのホームページにアクセスできます。



① 児童館

事業内容	児童館では、子どもたちの遊びの拠点として、自由な遊び場を提供するとともに、さまざまな行事や活動を通して子どもの遊びや体験の支援、子育て支援を行っています。		
対象年齢	0歳～18歳未満		
開館時間	午前10時～午後7時		
休館日	日曜日・第4月曜日・国民の祝日・年末年始（12月28日から1月3日まで）		
費用	無料		
施設概要	施設名	場所	問合せ先
	もとまち児童館	東元町 2-5-19	042-359-1488
	本多児童館	本多 1-7-1	042-322-1140
	ひかり児童館	光町 3-13-19	042-576-2581
	いずみ児童館	泉町 3-29-14	042-322-8849
	しんまち児童館	新町 1-7-2	042-324-7489
	にしまち児童館	西町 3-22-1	042-575-8188

二次元コードから国分寺市児童館のホームページにアクセスできます。



② 放課後子どもプラン

事業内容	子どもたちの安全で健やかな居場所をつくるため、学校や地域の方と協力して、校庭で自由に遊べる「遊びの場」、特別教室等で学習を行う「学びの場」、様々な体験を行い地域の方と交流する「体験・交流の場」を各小学校で実施します。
対象者	国分寺市内在住の小学生
実施日	原則として月曜日から金曜日まで ※学校により異なります。
時間	下校時から午後5時30分まで ※時間は季節や状況により異なります。
申込方法	国分寺市放課後子どもプラン参加申請フォームより電子申請 (下記二次元コードまたは、市ホームページ「くらしの情報」→「子育て・若者支援」→「子どもの居場所」→「国分寺市放課後子どもプラン」からご申請ください。)
費用	無料
問合せ先	042-574-4044 (国分寺市 教育部 社会教育課 社会教育担当)

二次元コードから国分寺市放課後子どもプランのホームページにアクセスできます。



③ 市プレイステーション（冒険遊び場）

事業内容	子どもたちが生き生きと安全に遊べるように、プレイリーダーとよばれる大人が見守っています。遊具は全て手作りで、自然と触れ合いながら自由に遊ぶことができます。
対象年齢	0歳～18歳未満
休館日	月曜日・第1・第3・第5日曜日・国民の祝日、年末年始（12月28日から1月4日まで）
実施日	午前10時～午後5時
場所	東戸倉2-28-4
問合せ先	042-323-8550
費用	一部有料（施設内駄菓子屋「だがプレ」は一部有料です。）

二次元コードから
国分寺市市プレイ
ステーションのホ
ームページにアク
セスできます。



④ こくぶんじ青空ひろば事業

事業内容	市内公園で放課後の遊び場・居場所となるように活動しています。			
対象年齢	午前中は主に乳幼児親子，午後は主に小学生			
休業日	春夏冬休み，雨天中止			
費用	無料			
施設概要	事業名	場所	実施曜日	時間
	本多わかば公園	本多5-20-9	火	午前10時～正午
	北町公園	北町5-24-6	火	
	こばと公園	日吉町2-8-14	金	
	光町もみじ公園	光町1-15-4	金	午前10時～正午 午後1時30分～午後5時
	けやき公園	小平市上水本町6-22-2	水	
	日吉町なかよし公園	日吉町3-10-3	水	
	窪東公園	東戸倉2-19-1	水	
	西恋ヶ窪若松公園	西恋ヶ窪1-31-7	水	
	並木町公園	並木町3-2-10	水	
	元町公園	東元町1-34-3	水	
問合せ先	042-322-8849（国分寺市 子ども子育て支援課 いずみ児童館） 042-202-0017（運営：認定NPO法人冒険遊び場の会）			

二次元コードから
国分寺市こくぶん
じ青空ひろばのホ
ームページにアク
セスできます。





⑤ランドセル来館

1. 利用日 学校登校日かつ児童館開館日（土曜日を除く）
※児童館休館日である第四月曜日は利用できません。
2. 利用時間 放課後から午後6時まで ※午後6時以降は利用できません。
3. 対象者 保護者の就労や介護など家庭での保育が困難な、市内在住の小学1年生から3年生までの児童
※学童保育所との併用はできません。学童保育所に在籍している場合、学童保育所の退所届を出していただく必要があります。
4. 登録受付 利用したい月の前月の15日まで（15日が児童館閉館日の場合はその翌日）
※午前10時～午後6時まで（日曜・祝日を除く）
5. 費用 無料
6. 利用方法
 - (1) 利用したい月の前月の15日（閉館日の場合はその翌日）までに児童館に保護者の方が直接お越しください。
 - (2) 利用日を前日までに児童館に知らせてください。（電話連絡でも可）
 - (3) 利用当日、学校帰りにランドセルを背負ったまま、児童館へ来館してください。
 - (4) 事前に御連絡いただいた時間に児童館から帰ります。
7. 注意事項
 - (1) 保護者の就労等により家庭での保育が困難な場合に御利用いただく制度です。
 - (2) 児童館内では一般の来館児童と同様のルールで過ごす集団での見守り事業です。学童保育所のように児童の育成支援は行わず、おやつ提供はありません。また、介助支援等を行う職員の加配はありません。
 - (3) 保護者の方からの問合せや出欠の確認について職員が対応し児童を見守ります。
 - (4) 利用予定日に児童が来館しなかった場合は、保護者に連絡します。児童館職員が児童を探しに行くことは、職員の人員体制上難しい場合がありますので御了承ください。
 - (5) 学校→児童館→自宅までの道順を、事前にお子様とご確認ください。
 - (6) ランドセル来館中は児童館から外出できません。また、来館前に通院・習い事等に寄ることはできません。
 - (7) 緊急時には、保護者の方に連絡をする場合がありますので、児童が来館中は必ず連絡が取れるようにしておいてください。
 - (8) 風邪症状（熱・咳等）がある場合は御利用をお控えください。また、学校・学級閉鎖中は利用できません。

<登録要件>保護者が学童保育所の入所要件（P.8）を満たしている場合、利用可能です。

<実施施設>

施設名	場所	問合せ先
もとまち児童館	東元町 2-5-19	042-359-1488
しんまち児童館※	新町 1-7-2	042-324-7489
にしまち児童館※	西町 3-22-1	042-575-8188

※令和6年4月1日より開始予定。

病児・病後児保育のご案内

★病児・病後児保育を利用する場合は事前に登録が必要です★

病児・病後児保育事業とは、病気の回復期に至っておらず病気の急変がないお子様や、病気の回復期にあるお子様が、集団保育の困難な時期に保護者の子育てと仕事の両立を支援できるよう専用の保育室でお預かりするものです。

利用を希望する場合には、事前に市への登録が必要です（登録は年度ごとになります。）。詳しくは『国分寺市病児・病後児保育のご案内』をご覧ください。

1 対象児童

国分寺市内の学童保育施設に通っている小学校3年生までの児童

2 書類配布場所

市内学童保育所・保育幼稚園課・国分寺市のホームページからもダウンロードできます。

3 利用方法

- ①登録申請書を保育幼稚園課窓口へ提出または郵送してください。登録後、市から登録カードが届きます。
- ②事前にかかりつけ医等を受診し、所定の**医師連絡票**を書いてもらってください。
- ③利用前日までに施設に予約をし、各施設の利用方法で利用してください。

施設	国分寺病院ひまわり保育室
	住所：国分寺市東恋ヶ窪4-2-24
	TEL：070-5565-5419
定員	6名（うち病児は3名まで）
利用可能日	月曜日から金曜日 ※土曜日・休日・年末年始除く
保育時間と料金	午前8時00分～午後5時30分 / 1,500円
延長時間と料金	午後5時30分～午後6時30分 / 500円

【お問合せ・申請書送付先】

国分寺市子ども家庭部
保育幼稚園課入園相談係
〒185-8501
国分寺市戸倉一丁目6番地1
042-325-0111（内線383）

◆ 東京都立小児総合医療センター病児・病後児保育室「くるみ」 ◆

令和3年12月から都立小児総合医療センター内に国分寺市・国立市・府中市に住むお子さんが利用できる病児・病後児保育室が開設されました。国分寺市内の病児・病後児保育とは別に施設での事前登録が必要となりますので、詳しくは施設にお問い合わせください。

1 対象児童

国分寺市・国立市・府中市に在住の生後5か月から小学校6年生までのお子さん

2 実施施設・問い合わせ

東京都立小児総合医療センター病児・病後児保育室『くるみ』

府中市武蔵台2-8-29 多摩メディカルキャンパス保育棟2階

TEL：042-312-8148